

系魚川市農業振興に関する建議

系魚川市農業委員会

糸魚川市農業振興に関する建議

貴職におかれましては、当市の農業・農村振興に対し積極的に取り組まれるとともに、農業委員会活動に対しましても深いご理解を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、農業・農村を取り巻く状況は、人口減少や高齢化に伴う国内市場の縮小、農業従事者の高齢化や担い手不足、農産物価格の低迷等、これらに起因する遊休農地の拡大など様々な問題に直面しています。

一方、農業の成長産業化に向け政府が提出した「農協・農業委員会の一体改革」関連法案の成立に続き、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉が大筋合意され、今後、日本農業が大きく姿を変えることが予測されるなど、影響も懸念されます。

このような情勢にあつて、消費者に安全・安心な農畜産物を提供し、良好な農村環境を維持するためには、意欲ある農業者が将来に希望を持って農業に従事し、収益を上げることができる環境を早急に整備することが必要であると考えます。

農業委員会に関する組織・制度改革関連の法改正が来年度から施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務として強化されます。この役割を適確に果たすため、農業関係団体と連携を図り、活動を強化してまいります。

このような中で農業委員会では、農業経営の安定と地域農業の持続的な発展を目的に、必要な施策や現状における問題点を把握するため、認定農業者や女性農業者等との懇談を通じ現場の声を聴いてきたところであります。

つきましては、担い手が希望を持てる農業にするとともに、農業の持続的な発展と農村振興に向けた施策の実施及び予算確保をお願い申し上げますとともに、国や県への要望についても特段のご配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により建議いたします。

平成27年11月25日

糸魚川市長 米田 徹 様

糸魚川市農業委員会
会長 吉原 勝廣

1 担い手の育成・支援について

糸魚川市内の農村集落では、過疎・高齢化の進展から後継者不足が深刻な状況の地域が多く、地域農業・農地を維持することが困難な地域も発生しています。地域農業の持続的発展のため、担い手の育成・確保は最重要課題であることから支援の取り組みをお願いします。

- (1) 「農の雇用事業」の採択を受けた農業生産法人等と雇用契約を締結した新規就業者に対し、市独自の助成金制度の創設や、市外からの新規就農者への住環境の確保など新規就農者の育成・確保に向けた環境整備を進めること。
- (2) 女性農業者や定年退職後に就農する多様な担い手が能力を発揮できるよう各種研修の実施や、各農家の農業経営形態に応じた支援を展開すること。
- (3) 地域農業の持続的発展のため、集落営農組織の法人化を促進するとともに、農業機械の共同利用によるコスト削減を図るため、重点地区を定め新たに集落営農や生産組織の育成を推進すること。
- (4) 人・農地プランの実効性を高め、中心となる経営体に農地集積を図るため、農地中間管理事業の周知と話し合いを進めることや、実効性ある農地中間管理事業の制度充実方策として、地域の農地維持のために、担い手が条件不利地域の農地を借りて規模拡大を行う場合における支援メニューの創設を国に働きかけること。

2 中山間地域の振興について

当市の中で中山間地域の集落は約6割で、重要な位置を占めています。中山間地域等直接支払制度は多面的機能交付金と合わせ、中山間地域の農業生産活動を支える重要な制度で、第4期対策では緩傾斜地の取組みや集落協定の集落間連携による広域化にご尽力いただき、農業生産の条件不利補正への効果が大きいと期待しています。

新規就農者の確保や担い手への農地集積など将来に向けた体制整備に取り組むには、集落連携の機能発揮が不可欠で、新たに設立が検討されている広域連携協議会（仮称）ではコーディネート機能の強化を図るとともに、中山間地域等直接支払制度の運用見直しについて、国に働きかけをお願いします。

3 農業振興整備計画の見直しについて

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、概ね5年ごとの農業振興地域整備計画の定期見直しから年数が経過していることから、早期に見直しをお願いします。

4 農業生産基盤の整備について

中心となる経営体に農地集積が進む中、生産効率向上のためには、ほ場条件の改善が重要視されます。当市における30%以上の圃場整備率は糸魚川地区で約19%と低く、今後も引き続き県や土地改良区と連携を強化しほ場整備の推進を図るとともに、下記事項についても取り組みをお願いします。

- (1) 農業生産基盤整備の地域要望等を把握し、整備方針の策定に取り組むこと。
- (2) 県営事業等の採択条件を満たさない農地においては、市単独の小規模農地の基盤整備事業の制度設計を検討されたい。

5 耕作放棄地対策について

当市の耕作放棄地は増加の一途をたどり、2010年世界農林業センサスでは416ヘクタールとなっています。農業委員会においては、遊休農地の実態把握や違反転用発生防止等を目的に農地パトロールや農地利用状況調査を実施しておりますが、耕作放棄地解消の具体的な方策を講じられるようお願いいたします。

- (1) 水田として継承する農地の他、地域の特色を生かし水稻以外の利用など、農地の利用区分を明確にするための地域における話し合いを推進すること。
- (2) 遊休農地解消のための省力作物の調査研究を検討すること。

6 有害鳥獣対策の強化について

農作物の有害鳥獣の被害対策については、電気柵の設置や捕獲活動の強化によって、平成27年度のイノシシによる被害面積は約5ha(水稻共済調べ)と、前年に比べ減少傾向に転じました。しかし、イノシシの個体数は減少に至っていないと思われ、今後も当農に著しい支障をきたすほか、人的被害も懸念されるところです。このことから、被害の実態把握の上、広域捕獲体制の確立と補助事業を活用した電気柵の推進をお願いします。

7 地域資源を生かしたブランド化戦略について

農業所得の向上と地域経済活性化に向け、付加価値の高い農産物や商品づくりが要請されています。コシヒカリを代表とする良質米や越の丸茄子など高品質な園芸作物を中心に産地ブランド戦略を推進するとともに、山菜など地域資源や農産加工品の開発に農商工連携の取り組み強化をお願いします。

- (1) 農業と林業・水産業の一次産業や商工業との連携による地域資源を生かしたブランド化と、付加価値の高い農産物、農産加工品の開発を推進すること。
- (2) 越の丸茄子の栽培面積拡大に向け、ハウス設置や養液土耕栽培などへの支援を検討すること。

8 伝統的な食文化の継承と活用について

国連教育科学文化機関（ユネスコ）の世界無形文化遺産に和食が登録され、伝統的な食文化や食材が見直されていることから、食育教育を学校や家庭に普及することが極めて重要です。さらに、糸魚川の伝統食を内外に発信するとともに、来訪者に伝統食を提供できるまちづくりの推進をお願いします。

9 米政策見直しやTPPに向けた対応検討について

政府は平成30年から行政による米の生産数量目標配分の見直しを決定し、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、「行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む」としております。一方、10月5日に関係12か国によるTPPの大筋合意が決定し、米、畜産など多くの農業分野で影響が懸念されています。これら一連の動向に対応するには、行政や農業団体、農業者が情報共有することが大切であり、今後の施策に対応し、持続可能な水田農業を確立するため、早急に幅広い関係者によるワーキングチームの設置を検討されたい。

このような転換期を迎え、今後、米の需給調整に関する議論が活発化するものと思われ、米の直接支払交付金廃止を見据え、豊かな自然や変化に富んだ地形を生かした糸魚川方式の農業確立が喫緊の課題であると考えます。